

## 学校法人兵庫医科大学利益相反ポリシー

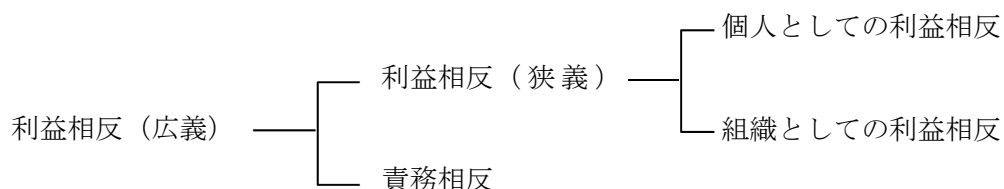
学校法人兵庫医科大学（以下「本法人」という。）は、兵庫医科大学（以下「大学」という。）を設置、運営し、建学の精神である「社会の福祉への奉仕」、「人間への深い愛」及び「人間への幅の広い科学的理解」とそれぞれの教育理念に則り、医学、医療の教育及び研究を行い、有能有為の医師、医療人及び研究者を育成し、医学、医療の進展に寄与することを目的としている。

大学は、建学の精神のもとに数多くの研究成果を生み出すとともに、その活用により、広く社会に貢献してきた。社会貢献は、引き続き今後も大学の基本的役割の一つであり、組織として積極的に推進する。

産学官連携を進めるうえで、教職員や大学が特定の企業等から正当な利益を得ること、あるいは特定の企業等に対し必要な範囲において正当な責務を負うことは妥当である。しかしながら、外部との経済的な利益関係等によって、本学における職務遂行に必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれることがあってはならない。本法人は、利益相反を適切にマネジメントすることによって、大学の社会的信頼を確保するとともに、教職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備する。ここに「利益相反」に対する本法人の姿勢と基本的な考え方を利益相反ポリシーとして定め、産学官連携の健全な発展に資する。

### 1. 利益相反の定義

利益相反を次のとおり定義する。



#### ① 利益相反（広義）

「狭義の利益相反」と「責務相反」の双方を含む概念をいう。

#### ② 利益相反（狭義）

教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益と教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状態をいう。

#### ③ 責務相反

教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っているため、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をいう。

#### ④ 個人としての利益相反

教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任とが相反している状態をいう。

## ⑤ 組織としての利益相反

本法人が組織として得る利益と本法人の社会的責任とが相反している状態をいう。

## 2. 基本的な考え方

- ① 本法人は、社会貢献という本法人の使命に鑑み、産学官連携を積極的に推進する。
- ② 本法人は、産学官連携活動の過程において付随的に生じ得る利益相反が深刻な事態へと発展することを未然に防止するため、適切な利益相反マネジメントを行う。
- ③ 本法人は、第三者が利益相反の疑念を抱くおそれのあるものについては、教職員に対して適切な助言、指導等を行うことにより、その解消を図る。
- ④ 本法人における利益相反マネジメントは、教職員の産学官連携活動を制限するものではなく、教職員の自主性を最大限に尊重するとともに、大学の社会的信頼の確保と教職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するためのものである。

## 3. マネジメント体制

### ① 利益相反マネジメント委員会

本法人における教職員の利益相反の状態を審査し、適切な管理措置について検討するため、利益相反マネジメント委員会を設置する。同委員会は教職員の利益相反問題を審議し、本法人としての判断を示すとともに、利益相反マネジメントに係る基本方針、その他利益相反に関する事項の審議を行う。

### ② 利益相反相談室

本法人は、教職員の利益相反問題について、専門家のカウンセリングを行うための利益相反相談室を設置する。

## 4. 対象と基準

- ① 本ポリシーは、本法人及び本法人の役員、教職員を対象とする。
- ② 現行どおり

## 5. その他

本ポリシーを運用するために必要な具体的取扱い事項については、「学校法人兵庫医科大学利益相反マネジメント規程」に別途定める。

## 附 則

- ① 本ポリシーは、平成 23 年 12 月 6 日から施行する。
- ② 兵庫医科大学利益相反ポリシー（平成 21 年 3 月 24 日制定）及び兵庫医療大学利益相反ポ

リシー（平成 21 年 10 月 19 日施行）は廃止する。

③ 本ポリシーを、2022 年 4 月 1 日に改正する。（大学統合にかかる改訂）